

第11次旭川市交通安全計画（素案）の概要

第1部 総論

第1章 交通安全計画について

- 1 計画の位置付け・期間等
根 拠：交通安全対策基本法第26条（陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱）
作成主体：旭川市交通安全対策会議 期 間：令和4年度～令和8年度の5年間
- 2 計画の基本理念
 - ・交通事故のない社会を目指して
 - ・人優先の交通安全思想
 - ・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- 3 計画の推進
 - ・交通実態等を踏まえた対策の推進
- 4 計画期間において特に注視すべき事項
 - ・高まる安全への要請と交通安全
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響の注視

第2章 交通事故等の現状等

- 1 道路交通事故の現状
第10次交通安全計画の目標：24時間交通事故死者数3人以下→現状：令和3年10月5日現在 2人
（令和2年 交通事故発生件数：511件，死者数：6人，傷者数：618人）
- 2 踏切事故の状況等
長期的には減少傾向

第3章 交通安全計画における目標

- 1 道路交通の安全についての目標
24時間交通事故死者数を3人以下とする。
達成後は更に死者数ゼロに近づけることを目標に、事故そのものの減少や死傷者数を減少させることを目指す。
- 2 踏切道における交通の安全についての目標
踏切事故の発生の防止に努める。

第4章 重点課題

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策 | 5 自転車の安全利用 |
| 2 飲酒運転の根絶 | 6 生活道路における安全確保 |
| 3 スピードダウン | 7 踏切道における交通安全対策 |
| 4 シートベルトの全席着用 | 8 冬季に係る陸上交通の安全 |

第2部 講じようとする施策

第1章 道路交通環境の整備

- 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 2 幹線道路における交通安全対策の推進
- 3 交通安全施設等の整備事業の推進
- 4 高齢者等の移動手段の確保・充実
- 5 効果的な交通規制の推進
- 6 自転車利用環境の総合的整備
- 7 交通需要マネジメントの推進
- 8 災害に備えた道路交通環境の整備
- 9 総合的な駐車対策の推進
- 10 道路交通情報の充実
- 11 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- 12 冬季道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 2 効果的な交通安全教育の推進
- 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- 4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- 5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

第3章 安全運転の確保

- 1 運転者教育等の充実
- 2 防災気象情報等の充実

第4章 救助・救急活動の充実

- 1 救助・救急体制の整備
- 2 関係機関の協力関係の確保等

第5章 被害者支援の充実と推進

第6章 踏切道における交通の安全